

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第7号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和52年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（検査、注射、薬浴又は投薬証明書の交付申請） 第3条 法第8条（<u>法第31条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付を受けようとする者は、検査、注射、薬浴又は投薬証明書交付申請書（第5号様式）を検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長に提出しなければならない。</p>	<p>（検査、注射、薬浴又は投薬証明書の交付申請） 第3条 法第8条（<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による証明書の交付を受けようとする者は、検査、注射、薬浴又は投薬証明書交付申請書（第5号様式）を検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜の所在地の属する市町の区域を管轄区域とする家畜保健衛生所の長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。